

信用リスク集中回避のための投資制限に係るお知らせ

以下に掲げるファンドは、一般社団法人投資信託協会の定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2で規定する、信用リスク集中回避のための投資制限を超過したため、同条の規定に従って基準比率以内となるよう調整を行ない、それを完了いたしました。同協会の定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の2の規定に基づき、ここにお知らせいたします。

■該当ファンド

ミュータント

銘柄	超過日	調整終了日
エードット	2020年1月10日	2020年1月14日

以上

- 当資料は、日興アセットマネジメントが信用リスク集中回避のための投資制限についてお伝えすることを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。